

○国頭村地域おこし協力隊設置要綱

(平成25年4月8日訓令第5号)

(設置)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本村において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号。以下「推進要綱」という。)に基づき、国頭村地域おこし協力隊(以下「地域おこし協力隊」という。)を設置する。

(地域おこし協力隊の活動)

第2条 地域おこし協力隊は、地域力の維持・強化に資する次に掲げる活動を行う。

- (1) 都市と農山村地域の交流事業の支援
- (2) 地域資源(観光・特産品等)の発掘、振興
- (3) 農林漁業の振興に係る支援
- (4) 自然資源の保全・保護・利活用に関する支援
- (5) 地域行事に係る支援
- (6) 地域活性化に係る活動

(地域おこし協力隊員)

第3条 地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、村長が任用する。

- (1) 生活の拠点を、3大都市圏をはじめとする都市地域等から国頭村内へ移し、住民票を移動させた者。村内において移動した者及び任用を受ける前に既に村内に定住・定着している者(既に住民票の移動が行われている者等)については、原則として含まない。
- (2) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域になじむ意思のある者

(隊員の任用期間)

第4条 隊員の任用期間は、1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。

- 2 任用を延長する場合には、1年ごとに任用期間を延長することとする。
- 3 村長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、任用を取り消すことができるものとする。

(活動に関する経費)

第5条 村長は、第2条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(勤務条件等)

第6条 隊員の賃金、手当、休暇、勤務時間、福利厚生及び公務災害(以下「勤務条件等」という。)については、国頭村の臨時的任用に関する規則(平成10年4月28日規則第7号)の臨時職員の勤務条件等の例に準じるものとする。

- 2 隊員の活動報酬は日額7,000円とする。
- 3 隊員の活動時間は、午前8時30分から午後5時15分の活動を原則とする。

(秘密を守る義務)

第7条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(村の支援)

第8条 村は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げるこ

とを行うものとする。

- (1) 地域おこし協力隊の年間事業計画の作成
- (2) 地域協力活動に関するコーディネート
- (3) 地域協力活動終了後の定住支援
- (4) その他地域おこし協力隊の円滑な活動に必要なこと。
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。